

町田市指導監査基準（夜間対応型訪問介護）

○根拠法令

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する市条例（平成24年12月26日町田市条例第53号）

「解釈通知」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針等	1 基本方針 地域密着型サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとなっているか。	法第78条の3第1項 市条例第45条 解釈通知第3の2の1(1)	C
	2 指定夜間対応型訪問介護 (1) 市条例第45条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための市条例第47条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供するものとしているか。	市条例第46条第1項 解釈通知第3の2の1(2)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 2 人 員 に 関 する 基 準	(2) オペレーションセンターを、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置しているか。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。 1 訪問看護員等の員数	市条例第 46 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 1(2)	C
	(1) 指定夜間対応型訪問介護の事業を行うもの（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとなっているか。ただし、市条例第 46 条第 2 項ただし書の規定によりオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 ① オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下同じ。）として 1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数以上。 ② 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上	市条例第 47 条第 1 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1)	C
	(2) オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に 1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3 年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 【厚生労働大臣が定める者】 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。）	市条例第 47 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 113 号「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定す	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	【厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者】 サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に従事した期間において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）による改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成 24 年厚生労働省告示第 118 号）第三号に該当していたもの[3 年以上介護等の業務に従事していた者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの]（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号又は第二号に該当する者として、サービス提供責任者の業務に 1 年以上従事した者を除く。）とする。 (3) オペレーターは、専らその職務に従事する者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 (4) 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、(3) 本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ① 指定短期入所生活介護事業所 ② 指定短期入所療養介護事業所 ③ 指定特定施設 ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑥ 指定地域密着型特定施設 ⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設 ⑧ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨ 指定介護老人福祉施設 ⑩ 介護老人保健施設 ⑪ 介護医療院 (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	る厚生労働大臣が定める者及び研修」一 平成 30 年厚生労働省告示第 79 号「厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者」 市条例第 47 条第 3 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1) 市条例第 47 条第 4 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1) 市条例第 47 条第 5 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 3 設 備 に 関 する 基 準	(6) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、(3) 本文及び(5) 本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 (7) (6) の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、(1) の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	市条例第 47 条第 6 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1) 市条例第 47 条第 7 項 解釈通知第 3 の 2 の 2(1)	
	2 管理者 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。	市条例第 48 条 解釈通知第 3 の 2 の 2(2)	C
	1 設備及び備品等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。ただし、①に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	市条例第 49 条第 1 項 解釈通知第 3 の 2 の 3(1) (2) (3) 市条例第 49 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 3(4) (5)	C
	(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	市条例第 49 条第 3 項 解釈通知第 3 の 2 の 3(6) (7) (8)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 4 運 営 に 関 する 基 準	(4) 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市条例第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	市条例第49条第4項 解釈通知第3の2の3(9)	C
	1 内容及び手続の説明及び同意		
	(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市条例第55条に規定する運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	市条例第59条(第9条第1項 準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第 3の1の4(2)①準用)	C
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 (3) (2)の各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。	市条例第59条(第9条第2項 準用)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① (2)の各号に掲げる方法のうち指定夜間対応型訪問介護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式	市条例第59条(第9条第4項準用)	C
	(5) (4)に規定する承諾を得た指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。	市条例第59条(第9条第5項準用)	C
	(6) オペレーションセンターを設置しない指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行っているか。	解釈通知第3の2の4(12)	C
	(7) 随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行っているか。	解釈通知第3の2の4(12)	C
	2 提供拒否の禁止 指定夜間対応型訪問介護事業者は、正当な理由なく指定夜間対応型訪問介護の提供を拒んでいないか。	市条例第59条(第10条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(3)準用)	C
	3 サービス提供困難時の対応 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例第59条(第11条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(4)準用)	C
	4 受給資格等の確認 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無並びに要介護認定の有効期間を確認しているか。	市条例第59条(第12条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(5)①準用)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定夜間対応型訪問介護を提供するように努めているか。 5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 6 心身の状況等の把握 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等）による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月町田市条例第6号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 7 指定居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例第59条(第12条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(5)②準用) 市条例第59条(第13条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(6)①準用) 市条例第59条(第13条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(6)②準用) 市条例第59条(第14条準用) 市条例第59条(第15条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(7)準用) 市条例第59条(第15条第2項準用)	C C C B B B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定夜間対応型訪問介護を提供しているか。 10 居宅サービス計画等の変更の援助 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 11 身分を証する書類の携行 指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 12 サービスの提供の記録 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、当該指定夜間対応型訪問介護の提供日及び内容、当該指定夜間対応型訪問介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	市条例第59条(第16条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(8)準用) 市条例第59条(第17条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(9)準用) 市条例第59条(第18条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(10)準用) 市条例第59条(第19条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(11)準用) 市条例第59条(第20条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(12)①準用) 市条例第59条(第20条第2項準用)	B又はC C B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	13 利用料等の受領 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定夜間対応型訪問介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していないか。 14 保険給付の請求のための証明書の交付 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 15 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 (1) 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものであるか。	解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(12)②準用) 市条例第59条(第21条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(13)①準用) 市条例第59条(第21条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(13)②準用) 市条例第59条(第21条第3項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(13)③準用) 市条例第59条(第21条第4項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(13)④準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(13)⑤準用) 市条例第59条(第22条準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(14)準用) 市条例第50条第1項	C C C C C C B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 16 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところとなっているか。 ① 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月から3月までの間に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。 ④ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ⑤ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 ⑥ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑦ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑧ 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずること。 ⑨ 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。 17 夜間対応型訪問介護計画の作成 (1) オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等。以下同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。	市条例第50条第2項 解釈通知第3の2の4(1)① 市条例第51条 解釈通知第3の2の4(1) ②から⑥ 市条例第52条第1項 解釈通知第3の2の4(2)①	B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(2) 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	市条例第 52 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(2)②	C
	(3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	市条例第 52 条第 3 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(2)③	C
	(4) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。	市条例第 52 条第 4 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(2)④	C
	(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。	市条例第 52 条第 5 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(2)⑤	C
	(6) (1) から (4) までの規定は、(5) に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用しているか。	市条例第 52 条第 6 項	C
	18 同居家族に対するサービスの提供の禁止 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせていないか。	市条例第 59 条(第 27 条準用)	C
	19 利用者に関する市町村への通知 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定夜間対応型訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	市条例第 59 条(第 28 条準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(18)準用)	B 又は C
	20 緊急時等の対応 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例第 53 条 解釈通知第 3 の 2 の 4(3)	B 又は C
	21 管理者等の責務 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	市条例第 54 条第 1 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(4)	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に市条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。 22 運営規程 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他の運営に関する重要事項 23 勤務体制の確保等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。	市条例第 54 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(4) 市条例第 54 条第 3 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(4) 市条例第 55 条 解釈通知第 3 の 2 の 4(5) 市条例第 56 条第 1 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(6)① 市条例第 56 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(6)②③	B 又は C B 又は C C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(3) 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 (4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例第 56 条第 3 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(6)④ 市条例第 56 条第 4 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(6)⑤ 市条例第 56 条第 5 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(6)⑥	B 又は C C C
	24 業務継続計画の策定等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例第 59 条(第 32 条の 2 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(7) 市条例第 59 条(第 32 条の 2 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(7) 市条例第 59 条(第 32 条の 2 第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(7)	C C B 又は C
	25 衛生管理等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	市条例第 59 条(第 33 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(8) 市条例第 59 条(第 33 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(8) 市条例第 59 条(第 33 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(8)	B 又は C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	① 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 26 掲示 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定夜間対応型訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 27 秘密保持等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	市条例第59条(第34条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(25)①準用) 市条例第59条(第34条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(25)②準用) 市条例第59条(第34条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(25)①準用) 市条例第59条(第35条第1項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(23)①準用) 市条例第59条(第35条第2項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(23)②準用) 市条例第59条(第35条第3項準用) 解釈通知第3の2の4(12)(第3の1の4(23)③準用)	C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	28 広告 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。	市条例第 59 条(第 36 条準用)	B 又は C
	29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例第 59 条(第 37 条準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(27)準用)	C
	30 苦情処理 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第 59 条(第 38 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(28)①準用) 市条例第 59 条(第 38 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(28)②準用) 市条例第 59 条(第 38 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(28)③準用) 市条例第 59 条(第 38 条第 4 項準用) 市条例第 59 条(第 38 条第 5 項準用) 市条例第 59 条(第 38 条第 6 項準用)	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	31 地域との連携等 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めているか。 32 事故発生時の対応 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 33 虐待の防止 指定夜間対応型訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 34 会計の区分	市条例第 57 条第 1 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(9) 市条例第 57 条第 2 項 解釈通知第 3 の 2 の 4(9) 市条例第 59 条(第 40 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(30)準用) 市条例第 59 条(第 40 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(30)準用) 市条例第 59 条(第 40 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(30)準用) 市条例第 59 条(第 40 条の 2 準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(10)	B B B 又は C B 又は C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 5 変 更 の 届 出 等	指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 35 記録の整備 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 夜間対応型訪問介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	市条例第 59 条(第 41 条準用) 解釈通知第 3 の 2 の 4(12)(第 3 の 1 の 4(32)準用)	B 又は C
	1 変更の届出		
	(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は、休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 78 条の 5 第 1 項 施行規則第 131 条の 13 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項 法第 78 条の 5 第 2 項 施行規則第 131 条の 13 第 3 項	B 又は C B 又は C
	第 6 介護給付費の算定及び取扱い		
	1 基本的事項		
	(1) 指定夜間対応型訪問介護に要する費用の額は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」の 1 単位の単価に、報酬告示の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	法第 42 条の 2 第 2 項第 2 号 報酬告示の一 報酬告示の二	B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 夜間対応型訪問介護費 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、以下に掲げる区分に従い、所定単位数を算定しているか。 イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める単位数 ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 1 月につき 2,702 単位 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） オペレーションセンターを設置していること。 ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、（Ⅰ）に代えて（Ⅱ）を算定することができる。 【厚生労働大臣が定める単位数】 ① 基本夜間対応型訪問介護費 1 月につき 989 単位 利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。 ② 定期巡回サービス費 1 回につき 372 単位 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。 ③ 随時訪問サービス費（Ⅰ） 1 回につき 567 単位 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。 ④ 随時訪問サービス費（Ⅱ） 1 回につき 764 単位 次のいずれかに該当する場合に、1 人の利用者に対して 2 人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。 イ 利用者の身体的理由により 1 人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ 長期間にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合	報酬告示の三 報酬告示別 2 の注 1 留意事項第 2 の 3(1)~(4) 平成 27 年厚生労働省告示第 96 号「厚生労働大臣が定める施設基準」二十七 平成 18 年厚生労働省告示第 263 号「厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数」別表	B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	3 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる措置を講じること ① 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	報酬告示別表2の注2 留意事項第2の3(5)(第2の2(5)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十八の四	C
	4 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか 【厚生労働大臣が定める基準】 指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	報酬告示別表2の注3 留意事項第2の3(6)(第2の2(6)準用) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十八の五	C
	5 24時間通報対応加算 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、1月につき610単位を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。 ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。 ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。	報酬告示別表2の注4 留意事項第2の3(11) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十九	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。 6 夜間対応型訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 また、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 7 特別地域夜間対応型訪問介護加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 8 夜間対応型訪問介護費の算定についての取扱い（1） 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表2の注5 留意事項第2の3(7) 報酬告示別表2の注6 留意事項第2の3(8) 報酬告示別表2の注7 留意事項第2の3(9)	B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	9 夜間対応型訪問介護費の算定についての取扱い（2） 指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第14条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 10 夜間対応型訪問介護費の算定についての取扱い（3） 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。 11 夜間対応型訪問介護費の算定についての取扱い（4） 利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。 12 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① イを算定している場合 a 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 b 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位 ② ロを算定している場合 a 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位 b 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位 【厚生労働大臣が定める基準】	報酬告示別表2の注8 留意事項第2の3(10) 報酬告示別表2の注9 報酬告示別表2の注10 報酬告示別表2のハ 留意事項第2の3(12)	B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （１）事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 （２）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 （３）当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（２）及び（３）の基準のいずれにも適合すること。 （２）事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が100分の20以上であること。 （３）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 （４）当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 【厚生労働大臣が定める者】 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 13 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ① 夜間対応型訪問介護看護費（Ⅰ）を算定している場合 a サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」三の四 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める者」三十五の二の二 報酬告示別表2の二 留意事項第2の3(13)	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	b サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 c サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 ② 夜間対応型訪問介護看護費（Ⅱ）を算定している場合 a サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 154 単位 b サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 126 単位 c サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 42 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （１）指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 （２）利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 （３）当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 （４）以下のいずれかに適合すること。 a 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 b 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）から（３）のいずれにも適合するものであること。 （２）当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）から（３）までに適合するものであること。 （２）以下のいずれかに適合すること。 a 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 b 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	14 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の278に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の246に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の257に相当する単位数 ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の204に相当する単位数 ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第6の2から13までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数	報酬告示別表2のホ 留意事項第2の3(14)（第2 の2(21)準用） 厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第 95号）五十一	B又はC